

2022年5月24日

株式会社ヌーラボ

代表取締役 橋本 正徳

問合せ先： 管理部 092-752-5231（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性・公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要な経営課題であると認識し、整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
橋本 正徳	1,605,345	27.03
田端 辰輔	1,600,000	26.94
株式会社アリオト	1,566,655	26.37
Founder Foundry 1号投資事業有限責任組合	321,428	5.41
ヌーラボ従業員持株会	292,349	4.92
XTech 1号投資事業有限責任組合	178,571	3.01
イーストベンチャーズ 2号投資事業有限責任組合	165,000	2.78
イーストベンチャーズ 3号投資事業有限責任組合	115,511	1.94
新生ベンチャーパートナーズ 1号投資事業有限責任組合	95,238	1.60

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
小島 英揮	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島 英揮	○	—	同氏は、マーケティングおよびコミュニティ運営の専門家としての経験、見識を有しており、事業運営に関する有益な助言をいただくとともに、客観的かつ独立した視点から、経営への監督機能をいただけるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	2	1	1	0	3	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	2	1	1	0	3	社内取締役

補足説明

取締役等の指名や報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。その構成員は代表取締役、社外取締役及び社外監査役しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、その監査の実効性を高めるべく、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡崎 真吾	他の会社の出身者													
仁木 勝雅	他の会社の出身者													
井上 宗寛	他の会社の出身者／公認 会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎 真吾	○	—	同氏は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しております、社外の常勤監査役として独立した立場から適格な監査をいただいており、当社の経営に関し適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
仁木 勝雅	○	—	同氏は、情報通信業界での豊富な経験や、企業経営者として企業経営に関する高度な知見を有しております、社外監査役として独立した立場から適格な監査をいただいており、当社の経営に関し適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
井上 宗寛	○	—	同氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に相当程度の知見を有しております、社外監査役として独立した立場から適格な監査をいただいており、当社の経営に関し適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値の向上に対する役職員の意識や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社業績向上へのインセンティブとして、ストック・オプションを付与しております。なお、付与数につきましては、勤続年数、役職及び今後の期待を考慮して決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2019年6月28日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を1億円、監査役報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2021年11月30日であり、決議の内容は監査役年間報酬上限を2,500万円とするものであります。

当社の取締役報酬は月額固定報酬、業績連動報酬（対象者は社外取締役を除く取締役）及び非金銭報酬であるストック・オプションとしての新株予約権で構成されており、取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の諮問機関として任意に設置している指名報酬委員会の答申結果に基づき、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは法務総務課が中心となり対応しております。取締役会資料については必要に応じて事前説明を行っております。また、適宜社外取締役、常勤監査役及び社外監査役に対して情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 橋本正徳を議長とし、取締役 田端辰輔、馬場保幸、赤津光成及

び社外取締役 小島英揮の5名で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行うことができる体制としております。また、取締役会には、監査役 岡崎真吾、仁木勝雅、井上宗寛の3名が出席し、必要に応じて意見を陳述しております。

ロ. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役 橋本正徳を議長とし、取締役 田端辰輔、馬場保幸、赤津光成、常勤監査役 岡崎真吾、並びにマーケティング部長 坂本生民及びカスタマーパートナー部長 田畠剛で構成されており、月1回の定期開催することにより、当社の運営、会社意思の決定に関する補助機関として重要な事項を協議決定しております。

ハ. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役 橋本正徳を議長とし、取締役 田端辰輔、馬場保幸、赤津光成、常勤監査役 岡崎真吾、並びにマーケティング部長 坂本生民及びカスタマーパートナー部長 田畠剛その他委員長が必要と認める者で構成されており、取締役会や代表取締役の諮問機関としてコンプライアンスに関する方針、体制等に関する事項を年度計画に沿って行っております。

ニ. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、取締役 田端辰輔、馬場保幸、赤津光成、常勤監査役 岡崎真吾、並びにマーケティング部長 坂本生民及びカスタマーパートナー部長 田畠剛その他委員長が必要と認める者で構成されており、リスク管理の全社的推進およびリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的に定期的に開催しております。

ホ. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役である岡崎真吾、非常勤監査役である仁木勝雅及び井上宗寛の合計3名にて構成されており、その全員が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会のほかに社内重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また監査役3名は取締役会に参加し、適宜必要な意見を述べております。

なお、監査役は年間監査計画に従い、監査した内容を定期取締役会の開催に合わせた監査役会の開催時に共有することで、有効かつ効率的な監査機能を果たしております。また、監査役は会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。

ヘ. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

ト. 内部監査室

当社では、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置しており内部監査専従者1名を配置しております。内部監査室は内部監査規程及び内部監査計画に則り内部監査を実施し、代表取締役に監査結果を報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っています。また、監査役及び会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定を迅速かつ的確に行うことを目的とし、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方方に基づき、企業経営の透明性・公正性を確保するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。具体的には、当社の事業に精通した社内取締役及び豊富な経験と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、取締役会から独立し、過半数の社外監査役から構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行うことができるものと考えております。このため、業務執行に対する監査・監督は有効に機能していると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を目指しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様にできるだけ株主総会へ参加いただけるよう、株主総会集中日を避けた開催日とするよう配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトに掲載することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な開催時期等の詳細は未定ではありますが、個人投資家向けに説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期及び通期の決算発表時において開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIRページを設け、掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当部署となる予定です。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者等のステークホルダーの立場の尊重することを内容に織り込んだ各種社内規程やマニュアルを制定しており、全社員が閲覧可能な体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

その他

—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりあります。

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりあります。

イ. 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令、定款および社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育を継続的に実施します。

(2) 「コンプライアンス規程」に基づいてコンプライアンス委員会を定期的に開催し、社内規程等の整備、検証、見直しを適切に行なうなど、企業倫理の確立に努めます。

(3) 社内および社外に通報窓口を設置した内部通報制度を整備し、不正行為等の防止および早期発見を図ります。

(4) 「内部監査規程」に基づいて、業務運営および財産管理の実態を調査し、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款、社内規程等に適合していることを確認します。

(5) 反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士、警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

ロ. 当社および当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 「文書管理規程」に基づいて、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理を行います。

(2) 保存、管理されている情報は、取締役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

ハ. 当社および当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危機に対処するために「リスク管理規程」を定め、適宜見直しを行います。

(2) リスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進およびリスク管理に必要な情報の共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努めます。有事においては、代表取締役をリスク管理統括責任者として、顧問弁護士等専門家と連携して迅速かつ的確な対応をとり、損害を最小限にとどめる体制を構築します。

ニ. 当社および当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することにより、業務執行に係る意思決定を行います。

(2) 業務執行に関しては、「業務分掌規程」により権限と責任を明確化するとともに、必要に応じて随時規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築します。

ホ. 当社および当社グループから成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

(1) 関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づいて関係部門が連携して行います。

(2) 当社グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。

(3) 内部監査室は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。

ト. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

チ. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知徹底します。

リ. 当社および当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、取締役会や経営会議等の重要会議を通じて監査役に、担当する業務の執行について報告を行います。取締役および使用人は、監査役が事業の報告や業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。

(2) 取締役および使用人により、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合には、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」に基づいて、監査役に報告されるものとします。

ヌ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役および使用人が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を当社および当社グループに周知します。

ル. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合、当該請求に係る費用、または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

ヲ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役との定期的な意見交換などの実施や、内部監査人と監査役との緊密な連係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

b. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況といたしましては、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務の適正性を管理できる体制としております。子会社からの業績及び経営課題に関する適時の報告・相談等を通じて、子会社の経営状況を把握し、適宜指導を行う体制を構築しております。当社の取締役会においては、子会社の業務執行状況について報告、討議等を行い、適宜適切な対応を実施しております。

また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び当社の常勤監査役が直接監査を実施することができる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」において、社会の秩序または企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しないことを宣言しております。また、反社会的勢力の排除のために、取引先に対する定期的な調査を行う体制を整備しております。さらに、当社の利用規約や当社が締結する契約書等に反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおり、取引開始後に反社会的勢力の疑いが生じた場合には、詳細に調査を行い、速やかに取引関係を解除できる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

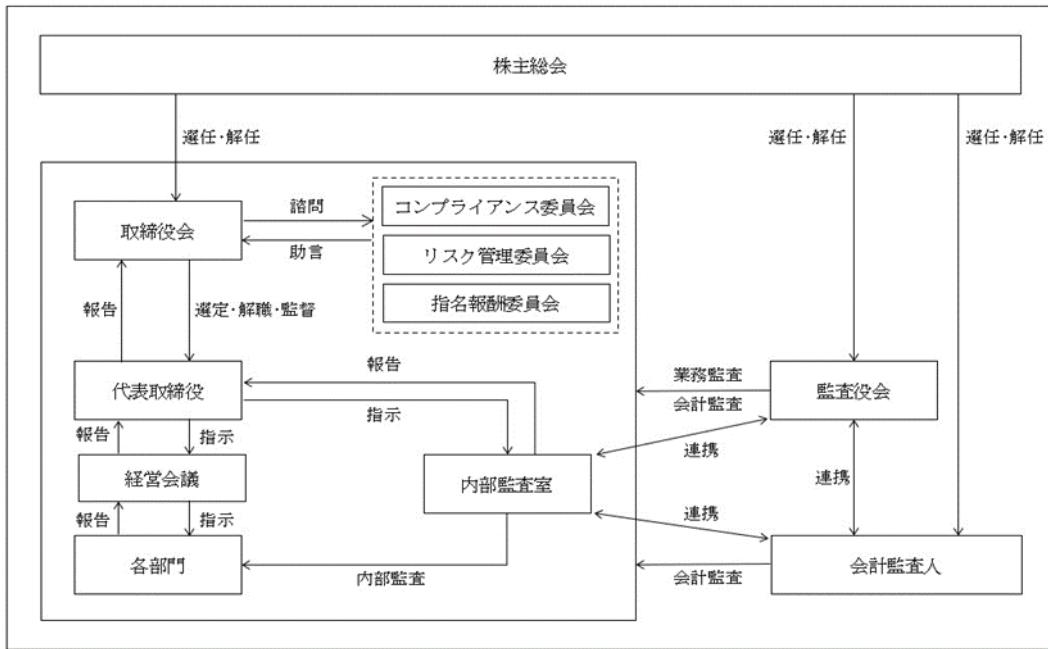
該当項目に関する補足説明

—

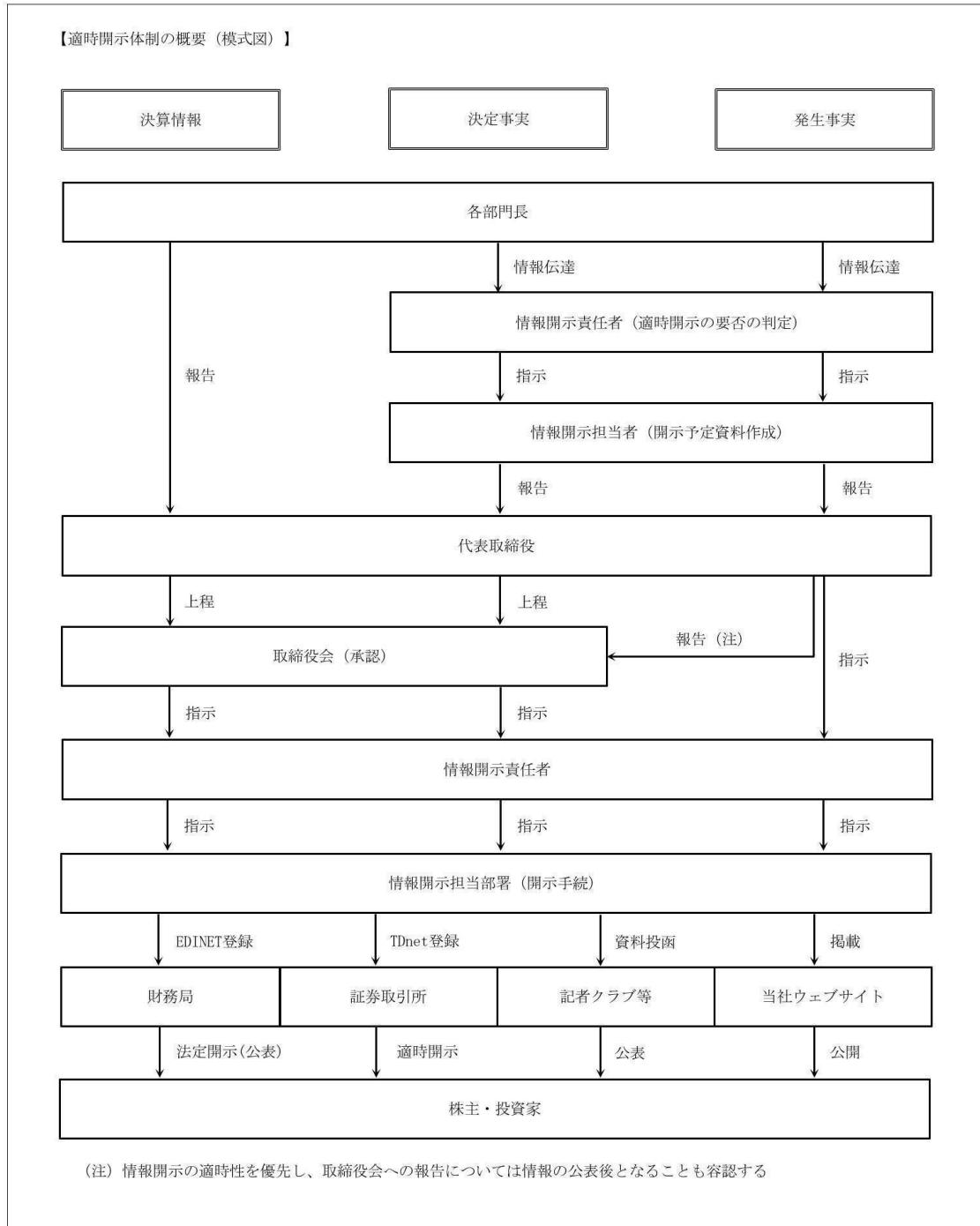
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要の模式図を参考資料として添付しております。なお、発生事実の中でも特に緊急を要すると認められる事項については、情報開示責任者の判断において速やかに開示できることとしております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上